

禅戒の思想的源流（一）

—特に大乗戒経を中心として—

青龍宗二

一、はじめに

一般に禪戒の起源は禪の起源と同様に釈尊に始まるとされる。事実、道元禪師も『正法眼藏受戒』の巻や『教授戒文』に、仏戒が釈尊より嫡々相承されたと説き、また師鍊和尚の『禪戒規』や面山和尚の『大戒訣』、或いは万仮和尚の『禪戒本義』等にも釈尊起源説を唱えている。これらの主張の多くは禪の伝灯思想に基づくもので、特に禪と戒とを一如に見る立場から、禪の起源を釈尊に置くとすれば、戒もまた釈尊に求められるし、更に禪戒の所依戒経たる『瓔珞經』や『梵網經』を仏説とする建前からも、禪戒の起源を釈尊に求めることは当然であろう。

しかしながら、これは禪の教義に基づく伝灯思想の要請であるから、歴史的事実の上から見れば、勿論、禪戒が釈尊より嫡々相承されたという伝承は認められない。印度の仏教に

おいて禪を一つの思想系統として見ることは出来るにしても、未だ禪宗という独立の宗派は存在しないので、禪戒という独自の戒法思想がなかつたことは勿論である。言わば禪戒も仏教一般の戒法として根本戒より小乗戒、大乗戒へと発展し、更に禪戒として一般的戒法より独立的に表面化するのには、中国において禪宗の成立を見るに至つてからのことである。中国で禪宗が一宗派として独立の位置を得るに至るのは、六祖慧能ごろと思われるが、その源頭は初祖達磨である。中國で禪宗が一宗派として独立の位置を得るに至るの立場から、禪の独自の宗格が創出されているから、禪戒も達磨より独自の立場をとりつつ展開したと思われる。従つて伝灯的立場から釈尊が禪戒の本源とされるとしても、歴史的には達磨を禪戒の起源としなければならない。

ところで、達磨に一心戒があり、これを二祖慧可に伝え、祖々に嫡々相承されたと言われるその禪戒思想は、或いは一乘戒、無相戒、實相戒、仏性戒、自性戒、仏戒、金剛寶戒、

菩薩戒など種々なる異称で呼ばれ、その戒学内容にも思想的相違を有するが、これらの部分的思想が大乗戒経の中に一般的戒法として説かれてるので、教理史的には禪戒の思想的源流は印度の大乗戒まで遡り得るのである。この小論は特に禪戒思想と関連をもつ大乗戒経論を中心として、その戒法思想の一端を考察してみたいと思う。

二、第一期大乗經論の戒法思想

大乗戒は菩薩戒とも称し、大乗菩薩の持つべき戒法であり、利他的な大乗精神が織り込まれていて根本的な特徴を有するが、大乗の戒法を説く大乗戒経は、縮冊藏經に収録されるもの凡そ三十部四十九巻の多きに達する。就中、禪戒思想と関連をもつ第一期經論は、『大品般若經』、『華嚴經』、『大智度論』等である。

真空思想を説く『大品般若經』は竜樹の註釈するところであるから、それ以前の成立であるが、本經は戒の名目として持戒に十善戒、念戒に十種戒を挙げている。十善戒は殺生、偷盜、邪婬、妄語、兩舌、惡口、倚語、貪欲、瞋恚、邪見を離れることの十戒を言い、十種戒は聖戒、無欠戒、無隙戒、無瑕戒、無濁戒、無着戒、自在戒、智者所讚戒、具足戒、隨定戒の十種である。この十種戒の意義はこの經で明らかにしていないが、十種戒の中、第八戒までは無漏戒であり、具足

戒は律儀戒、隨定戒は定共戒であるから、言わば俱舍論等に説かれる三種律儀戒に相当するものと考えられる。何れにしても、これら十善戒や十種戒はその名目から見る限り、必ずしも大乗經独自の戒相とは言えず、十善戒は小乘律に説かれてあり、また十種戒もその部分的戒目は中阿含經や雜阿含經等に現われている。従つてこの經に説く戒目は小乘律を承けて増加変更したものに過ぎない。しかし、ここに注目すべきことは十善戒について、問乘品第十八⁽¹⁾に、

云何が尸羅波羅蜜と名くるや。須菩提、菩薩摩訶薩、薩婆若に応する心を以て、自ら十善道を行ひ、亦他をして十善道を行はしむ、無所得を以ての故に。是を菩薩摩訶薩の尸羅波羅蜜と名く。

と説かれる如く、自ら十善戒を持つのみならず、他をも十善戒を行わしめて、共に彼岸に到らんとする事である。小乗では単に自利的に自ら持戒することを主眼とするが、この大乗戒では利他的精神を織り込んでいるのであって、そこに大乗戒独自の立場を如何なく發揮させている。

次にこの經で注目されることは、般若の空觀を直ちに戒法となすことである。幻學品第十一⁽²⁾に

復次に須菩提、菩薩摩訶薩、声聞辟支仏心を以てせず、色無常を観するも亦不可得なり。声聞辟支仏心を以てせず、識無常を観するも亦不可得なり。声聞辟支仏心を以てせず、色苦、無我、空、無相、無作、寂滅、離を観するも亦不可得なり。受想行識も亦是の如し、是を菩薩摩訶薩の尸羅波羅蜜と名く。

と説き、五蘊の無常、無我、苦等を観じて不可得となし、この不可得空を戒とするが、それは「声聞辟支仏の心を以てせず」というから、二乗自利の心を捨てた利他のための空觀に外ならない。この空觀の思想は同一系統の『維摩經』にも承け継がれて、罪も心も諸法も不可得と觀することを眞の奉律（弟子品第三）と説いている。また實際品第八十には、諸法の自性なきことを観じて殺生や邪見を離れるのが持戒であると説くから、空觀がそのまま持戒とされるが、これらの思想は般若經独自の立場を示すもので、後の禪戒の上にも影響する注目すべき思想である。

更にこの經では大乘戒法の特性を發揮している三聚淨戒の母胎をなすと見られる思想の現われていることである。具足品第八十一⁽³⁾に、

是菩薩摩訶薩は尸羅波羅蜜に住して衆生を利益し、十善道を行じ十不善道を遠離せしむ。是諸の衆生は諸の戒を持て破戒せず、云々

とあるのがそれで、ここでは三聚淨戒の名目は成立していないが、「衆生を利益し」は摂衆生戒、「十善道を行じ」は摂善法戒、「十不善道を遠離せしむ」は摂律儀戒をそれぞれ意味する思想と解される。元來、三聚淨戒の思想は原始經典に説く七仏通戒偈にその原型を求められるが、大乘戒としては『般若經』を通して『華嚴經』を刺戟し、次いで『持地經』

の三聚淨戒へと發展したのでないかと思われる。更に持戒の功徳価値については、その説くところ相對的であつて、持戒が直ちに仏界への道でなく、三學六度の一つであり、順序次第して一切智を成就することにある。勿論、六度中の一度に他の五度を攝する思想も見られるが、それはこの經の一貫した立場でなく、順序次第することが經説の趣旨であるから、持戒は相對的価値のものに外ならない。しかし、それが淨仏國土、衆生成就の一行為とする点、小乘律と異なる思想的特性を示している。

以上は『大品般若經』の戒学思想を概観したのであるが、これを発達史的に見ると、十善戒、十種戒等の戒相は小乘律のそれを踏襲して、新しい戒相は少ないが、それが大乘精神をもつて用いられているところに、小乘律より遙かに進展していることが知られる。更に持戒を淨仏國土、成就衆生の一行為とするも、大乘菩薩行の面目を現わしている。特に空思想の立場より空觀を戒とし、持戒となすことは、この經の独自の思想であつて、後の禪戒等に及ぼす重要な所説となつてゐるが、要は小乘律を利他的戒法に変化せしめると同時に、經の立場から戒の新しい解釈を与えて、大乘戒の根本的基礎を築いていることである。

般若思想の上に成立したという『法華經』の戒法思想については、余り見るべきものはないが、第十一見宝塔品には、⁽⁴⁾

法華經を信行することが持戒であると説いて、

此經は持ち難し、若し暫くも持つ者は、我即ち歡喜す。諸仏も亦然なり。是の如き人は、諸仏の歎じたまふ所なり。是れ則ち勇猛なり。是れ則ち精進なり。是れ戒を持ち、頭陀を行する者と名づく。則ち疾く無上仏道を得ると為す。

と言う。この持戒思想は般若經と同様、經説の立場に基づいて持經を持戒とする点に独自性をもつてゐるが、經を持つとは法華經を持つことであり、法華經は諸法実相の妙有思想を説く經典であることから、宇宙の真実を実修することがそのまま持戒と見做していると解されるが、この思想は後に実相戒といわれる原始的思想として注目される点である。

次に『華嚴經』の戒法思想について一瞥してみよう。叢書的經典である華嚴經の全体が第一期經典に属するか否かは定かでないが、十地品と入法界品は竜樹の引用するところより見て、大智度論以前の成立は明らかがあるので、ここではこの両品を中心と論を進めることにする。先ず十地品で特に注目される經説は三聚淨戒の精神が説かれていることである。すなわち十地の第二位離垢地を説くに当り、十不善道を遠離して十善道に住し、衆生をして十善道を行ぜしむることを詳説し、更に要約して、

菩薩、復是念を作さく、「我何の故に是十不善の道を離れて十善道を行じ、亦他人をして此善道を行せしめざる」と、是の如く念

じ已りて、即ち十不善の道を離れて十善道に安住し、亦他人をして善道に住せしむ。

と示していることである。この經説には三聚淨戒の名目を出していないが、十不善道を離れるのは摂律儀戒、十善道を行ずるは摂善法戒、十善道を行ぜしむるは摂衆生戒を意味している。この意味からこの經における三聚淨戒の不定形な思想を知ることが出来るのであるが、この思想は先きの『般若經』の繼承と考えられる。特にこれが離垢地に説かれている点、大きな関心を寄せていることが解る。離垢地については、十地品第二十二之五の偈文に、

深く十善道を行じて、能く離垢地に到る、戒聞の功德備はり、慈心もて世間を愍み、永く諸の垢穢を離れ、深心常に清淨なり、
とある如く、一切の垢穢を離れて心清浄に安住することであるが、その思想は正に諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意の通戒偈を敷衍したものと考えられる。しかし声聞の低い立場では不善を離れ、善を行ずる自利行のみで、自淨其意は成就し得るが、菩薩の立場は慈心をもつて衆生に十善道を行ぜしむる利他行であつてこそ、自淨其意が完成するのであるから、原始經典における通戒の精神が大乗利他的に発展して、華嚴經の説く不定形な三聚淨戒の思想となつたと思われる。

十地品で知られるのは三聚淨戒の原型的な思想のみである

が、次に入法界品においては十九種戒の名目だけが挙げられている。その名目は大悲を修する戒、諸の波羅蜜戒、大乗に乗ずる戒、菩薩道を捨てざる戒、障礙を滅する戒、菩薩藏の戒、菩提心を捨てざる戒、一切仏法の深心の戒、一切智を念じて忘失せざる戒、虚空の如き戒、一切世間の所依無き戒、壞すべからざる戒、譬喻なき戒、不濁戒、不難戒、離疑の戒、清淨の戒、離塵の戒、離垢の淨戒などの十九種であるが、これらの戒は小乗律に見られない名目が大多数を占め、大乗精神を基調としているものの、ただ雑然として充分に統一整理されていない憾がある。この点から見ても、この品が華嚴經の中でも最初期の成立であることを思わしめる。

十地品、入法界品に説かれる戒法思想は以上の如くで、その他の諸品の成立年代は明らかでないが、十無尽藏品第十八には十種戒を説き、饒益戒、不受戒、無着戒、安住戒、不諍戒、不惱害戒、不雜戒、離邪命戒、離惡戒、清淨戒を挙げている。また十廻向品第二十一之三にも十種戒を示し、十九種戒の一部分を取り入れた不壞戒、不雜戒、離垢戒、離疑戒、離纏戒、清涼戒、不犯戒、無量戒、無上戒、離世間戒などである。更にまた離世間品第三十三之二においても名目の異なる十種戒を説いて、菩提心を壞せざる戒、声聞縁観地を離れる戒、一切衆生を饒益し觀察する戒、一切衆生をして仏法に住せしむる戒、一切の菩薩戒を学ぶ戒、一切所有無き戒、一

切の善根を菩提に廻向する戒、一切の如来の身に著せざる戒を挙げているが、以上の各種の戒目を見ると、小乗律の立場を脱却して大乗精神に立つ新しい戒法を創造していることが解るのである。そこに形式化した小乗律に執われない大乗戒の特色を見ることが出来ると同時に、これらの戒法が道徳的徳目ということよりも、寧ろ大乗教理に基づく菩薩僧の宗教的実踐行を名目化したものと解され、言わば宗教的行為の戒法化ということが出来よう。

いま『華嚴經』を『般若經』の戒法思想と比較して見ると、十不善道を離れて十善道を行することを説くこと、また法數名目の上でも小乗律から完全に脱し切れないこと等は同じであるが、しかし両経とも大乗精神をもって理解し、小乗的立場を共に克服していることである。更に定型化されていながら、三聚淨戒の精神を説くことも同様であつて、このことは後の『菩薩持地經』の戒目として現われる基礎をなすものである。ただ十種戒等の思想を見ると、『般若經』は未だ小乗律の名目を幾分使用しているが、『華嚴經』に至つて全く小乗の立場を脱して、新しい戒法を創造しているので、この点『華嚴經』は一步進めた前進的な戒法ということができるのである。

次に『大智度論』の戒法思想であるが、この論は第一期経論中の最後の位置に位して、『大品般若經』の註釈書である

だけに、『般若經』の戒法思想を繼承していることは言うまでもない。本論卷十三⁽⁷⁾に戒を解釈して、

尸羅とは好んで善道を行じ、自ら放逸ならざる、是を尸羅と名く。或は戒を受けて善を行じ、或は戒を受けずして善を行ずるも、皆尸羅と名く。

とあり、すべて善を行ずることが戒であると言うので、戒法の意味が単に小乗的な防非止惡の意味から脱却して、作善といふ積極的な意味に解している。しかし、在家戒としての八斎戒、沙弥十戒、比丘比丘尼の二百五十戒や五百戒等を挙げてゐることは、なお小乗的範囲から超えていないのである。

すなわち身口の律儀に八種ありとして不惱害、不劫盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不飲酒を上げ、専ら

故に六度を行じ、六度を行ずる故に仏道を成就す、かかる持戒をするは、大乗菩薩僧の持戒を示すものである。しかし、ここでは菩薩の持つべき戒法を説かないでの、戒の名目の上からの小乗律と菩薩戒との異同は明らかでない。恐らくは十善道に帰するのであろうと思われるが、菩薩の持戒を高く評価して、持戒がそのまま他の五度を生かすものとなすのである。持戒に五度が包含されているという考え方は、『般若經』の一一度に他の五度を具するという思想を受け継いだものである。

特に注目されるのは、原經の罪不罪不可得を註訳する本卷の末尾の思想⁽⁹⁾である。すなわち、

問ふて云く、若し人惡を捨て、善を行ずるは是も持戒と為す。云何が罪と不罪とは不可得なりと言ふや、答へて曰く、邪見齧心の為めに不可得なりと言ふに非ず、若し人深く諸の法相に入つて空三昧を行せば、慧眼を以て觀するが故に罪は不可得なり、罪は不可得なるが故に戒も亦不可得なり、何となれば殺罪あるを以ての故に則ち戒あり、若し殺罪なければ、則ち亦戒なければなり。

とあり、罪不罪の不可得なる意味を解説しているが、更に結論⁽¹⁰⁾して、

復次に、若し人、殺罪を染はず無罪に貪著すれば、是の人は破戒の罪人を見れば、則ち愛敬す。是の如き持戒は則ち是れ罪を起すの因縁なり。是を以ての故に罪不罪は不可得なりと言ふ。故に応菩薩は持戒して大誓願を作して衆生を度脱せん事を願い、持戒の

に尸羅波羅蜜を具足すべし。

と説く。これは不可得の空觀に徹底することを戒波羅蜜の具足となす思想であつて、般若經や維摩經等の思想を祖述したものである。しかし、この思想を逆用して、「罪不可得の故に犯戒も恐れなし」とすれば、破れ大乘となる危険思想に陥る。次に卷第二十二に至つて、念戒を説き、三種の戒を分類している。すなわち有漏戒と無漏戒とに分ち、更に有漏戒を律儀戒と定共戒の二種に別して三種戒とするのであるが、これは『般若經』の十種戒を要約したもので、無漏戒を八種に区分すれば十種戒となるのである。この点から見る時、本論の戒法は大体に『般若經』の思想を余り出ていないことが解るのである。

以上は第一期成立の大乗戒經論の戒法思想を概観したのであるが、その特色を見ると、

華嚴經の如く大乘独自の戒目を創出しているものもあるが、小乘の七衆戒や十善戒、三種律儀等の戒目を使用していることは、なお小乘經律より充分脱却していないことが知られる。勿論、十善戒等の語を使用しても、それを自利のためでなく、利他的に使つてすることは、大乘精神の發揮を見たのである。般若經並びに大智度論においてはその空思想の必然の結果として、空觀をもつて持戒となすことは、大乘独自の思想であり、後の禪戒思想に深い関係をもつものである。

更に未だ三聚淨戒の戒目は出ていないが、般若、華嚴の両經の中にその基礎的思想が現われ、第二期戒經に至つて定型化するのである。

注

- (1) 大正藏經第八卷二五〇頁
- (2) 大正藏經第八卷二四一頁
- (3) 大正藏經第八卷四〇七頁
- (4) 大正藏經第九卷三四頁
- (5) 大正藏經第十卷一八六頁
- (6) 大正藏經第十五卷二八九頁
- (7) 大正藏經第二十五卷一五三頁
- (8) 大正藏經第二十五卷一六二頁
- (9) 大正藏經第二十五卷一六三頁
- (10) 大正藏經第二十五卷一六四頁

三、第二期大乘經論の戒法思想

次に第二期成立の大乗經論で、しかも瓔珞梵網兩經への架け橋となつていると思われる『涅槃經』『瑜伽師地論』『優婆塞戒經』について概観してみよう。

第一の『大般涅槃經』には、南本涅槃經三十六卷と大本涅槃經と称せられる北本涅槃經四〇卷とがあるが、ここに使用する涅槃經は南本涅槃經である。『涅槃經』は扶律談常の經典と称せられる如く、末代鈍根の衆生の或いは理に執して事

の戒律を破る者のために持戒を説き、或いは如來の無常を固執して常住を知らざる者のために常住法身を説いて、仏の慧命を失せざらしめた經典であるだけに、戒律については詳細に説かれているが、今は主要な点についてのみ述べることとする。

この經は既述の第一期諸經論に比して可成り組織的になつてゐるが、ここで最も注目されるのは聖行品第十九之上の戒法思想である。そこでは仔細に菩薩の禁戒を護持すべきことを示しているが、その要点を示せば、第一は菩薩は四禁、僧残、偷蘭遮罪、捨墮、突吉羅戒を護持すべきこと。第二は菩薩は受世教戒と得正法戒とを護持すべきこと。第三は菩薩は性重戒、息世譏嫌戒の二戒を護持すべきこと。第四は菩薩は十二種の誓願を發して禁戒を堅持すること等々である。

第一の四禁僧残等を護持することは、なお小乘律の戒目を踏襲したもので、その意味では十不善道を離れ、衆生をして十惡を離れ十善を行ぜしむること（高貴德王菩薩品）など同様に第一期の戒經論と大差はないと言える。第二の受世教戒は白四羯磨の作法によつて得る戒であり、得正法戒については經の説明はないが、正法すなわち八万四千の法門を実行する戒の意味であろう。第三は特に看過できない戒法である。それは戒法に対する重戒と輕戒とを判然と区別しているからである。この考え方は後の『梵網經』に十重禁戒と四十八輕戒ある。この考え方には後方の『梵網經』に十重禁戒と四十八輕戒ある。

との重輕両戒を分つ先駆をなすものである。性重戒は単に性戒とも称せられ、行為の性質上において社会性をもつもので、仏制と否とに拘らず、これを犯せば社会的に極重の罪となるから性重戒と言われる。息世譏嫌戒は遮戒と言われ、制遮の戒の意味であつて、これを犯しても社会的には罪とはならないが、仏の制遮された戒であるが故に、教団人がこれを犯せば仏制に背き罪となる。仏が世の譏嫌を息むるために設けた戒という意味で息世譏嫌戒と名づけられ、性重戒に対しても輕戒とされている。性重戒には四重禁を配当しているが、それは四波夷の禁止のことで、十重禁戒の前四戒に相当している。息世譏嫌戒は三十余条にわたつて制遮された戒法であり、その中の凡そ十条余りが『梵網經』の四十八輕戒中に採用されている。また第四の発願して禁戒を堅持する条項は、『梵網經』の輕戒第三十六不發誓戒に全くそのまま用いられている。この点から見れば、本經聖行品の戒法思想が『梵網經』の十重禁戒四十八經戒の根源となつてゐることが知られるのである。以上は菩薩が自利的に禁戒を護持する方面の戒法思想であるが、本經は更に一步を進めて利他的方面を説いている。同品に、

菩薩摩訶薩、是の如きの諸の禁戒を護持し已りて、悉く以て一切衆生に施与す。是の因縁を以て、願はくは衆生をして禁戒を護持するが、本經は更に一步を進めて利他的方面を説いている。同品に、

畢竟戒、具足成就波羅蜜戒を得しめん。

とあるから、菩薩は前述の禁戒を護持して、これを悉く一切衆生に施与し、衆生にこれを護持せしむるのであるが、ここに攝衆生戒の精神を見ることが出来るのである。しかし、この護戒の結果については清淨戒を修持する時、菩薩聖行の一階位たる初不動地が得られるというから、この戒法が三學戒を意味しているに過ぎない。

上述のように聖行品に説く思想から、これを総合的に観察すれば、菩薩の持つべき戒法は小乗律の範囲から脱し切れない立場に存すると言える。しかし輕重の両戒を説く点については、従来の諸説に比して統一的組織的である。その思想によつて、この經が『梵網經』の前提的思想であることが知られる。また小乗律を使用しながら、そこに大乗精神を發揮していることは、従上の諸經典と同一であり、そこに大乗戒経としての特色を見ることが出来る。

聖行品に次いで注目すべきことは、師子吼菩薩品の戒法思想である。そこでは先ず二種の戒を説いて、聞声戒と菩薩戒とを区別し、その受持の優劣を述べている。同品第二十三之二⁽³⁾に、

戒に復二有り。一には声聞戒、二には菩薩戒なり。初發心より乃至阿耨多羅三藐三菩提を成することを得、是を菩薩戒と名く。若し白骨を觀するより乃至阿羅漢果を証得す。是を声聞戒と名く。

若し声聞戒を受持する者有らば、當に知るべし、是の人、仏性及び如來を見ず。若し菩薩戒を受持する者有らば、當に知るべし、是の人阿耨多羅三藐三菩提を得、能く仏性、如來、涅槃を見る。

と示し、小乗の声聞戒に対して大乗の菩薩戒の名を別しているが、その區別は声聞戒では仏果成就が不可能であるとなし、それが菩薩戒に劣るというに対して、菩薩戒は得菩提が可能で、よく仏性を見ることが出来ると言うにある。しかし、ここで両戒の戒目や内容は明らかでなく、それを中心としての両戒の相違は判然としないが、經に説く両戒の區別は戒相にあるというよりも、寧ろ戒法受持の精神に帰すると見られる。そのことは同品に二種の持戒人を明かして、

復二種有り。一には自身の為にし、二には衆生の為にす。衆生の為にせば、能く仏性及以び如來を見る。

と説くことによつて知られる。すなわち自身のために受持するものは声聞の戒であり、衆生のために受持するは菩薩の戒と言うにある。それ故に聞声戒は利己的であるために成仏不可能な戒として排斥し、菩薩戒は利他的にして成仏可能な戒と称讚するのである。かかる大小乗両戒の褒貶の思想は、やがて戒目としても全く小乗律から脱却して、大乗独自の戒法を造り出すに至るが、他方この対立的思考は中國・日本の戒学史上に難問を投げかけて、その統一綜合が一つの歴史的課

題となつたのである。

名く。

更に受戒の意義功德について、同品第二十三之二には、⁽⁵⁾ 師子吼菩薩の言さく、世尊、何の因縁の故に禁戒を受持す。仏の言はく、善男子、心悔いざるが為の故なり。何が故に悔いざる。樂を受くるが為の故に。何が故に樂を受く。遠離の為の故に。何が故に遠離す。安隱の為の故に。何が故に安隱なる。禪定の為の故に。何が故に禪定なる。實知見の為の故に。何が故に實知見と為す。生死の諸の過患を見るが為の故に。何が故に生死の過患を見ると為す。心貪著せざるが為の故に。何が故に心貪著せざると為す。解脱を得るが為の故に。何が故に解脱を得ると為す。無上大涅槃を得るが為の故に。何が故に大般涅槃を得ると為す。

以上は『涅槃經』の説く主要な戒法思想を大観して來たのであるが、綜合的にその特色を見ると、本經の戒法は小乘律を得ると為す。不生、不滅を得るが為の故に。何が故に不生不滅を得ると為す。仏性を見るが為の故なり。是の故に菩薩性自ら能く究竟淨戒を持す。

と説き、また同品第二十三之五では、⁽⁶⁾

戒を修せずとは、善男子、若し戒見一切善法の梯燈と觀すること能はず。亦是一切善法の根本、地の悉く一切樹木所生の本なるが如し。是諸の善根の導首なり。彼の商主の衆の商人を導くが如し。戒は是一切善法の勝幢、天帝釈の立つる所の勝幢の如し。戒は能く永く一切の惡業、及び三惡道を断ず。能く惡病を療すること猶し藥樹の如し。戒は是生死險道の資糧、戒は是結破賊を摧くす鎧伏、戒は是結毒蛇を滅するの良呪、戒は是惡行業を度るの橋梁なり。若し是の如く觀すること能はざる者有らば戒を修せずと

(未完)